

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例	一	○福島県立看護師養成施設条例の一部を改正する条例	二
○福島県景観条例の一部を改正する条例	二	○福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例	八
○福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例	九	○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	九
○福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例	九	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	九

条 例

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県景観条例の一部を改正する条例、福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例、福島県立看護師養成施設条例の一部を改正する条例、福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第五十号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「五十八万円」を「五十三万円」に改め、同項オ中「岩盤タンク」を「浮き屋根を有する政令第十一号第一項第三号の二に規定する特定屋外貯蔵タンクのうち一枚板構造の浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクであつて、その容量が二万キロリッ

トル以上のもの又はその容量が二万キロリットル未満で、かつ、その側板の最上端までの空間高さが二・〇メートル以上となるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンク」に改め、同項オ(1)中「九十万円」を「八十二万円」に改め、同項オ(2)中「百九万円」を「九十九万円」に改め、同項オ(3)中「百二十一万円」を「百十万円」に改め、同項オ(4)中「百五十四万円」を「百四十万円」に改め、同項オ(5)中「百八十万円」を「百六十四万円」に改め、同項オ(6)中「四百二十三万円」を「三百八十五万円」に改め、同項オ(7)中「五百五十九万円」を「五百九万円」に改め、同項オ(8)中「六百九十二万円」を「六百二十九万円」に改め、同項中ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、同項カ(1)中「六百三十二万円」を「五百七十五万円」に改め、同項カ(2)中「七百九十七万円」を「七百二十五万円」に改め、同項カ(3)中「千八百八十万円」を「千七十万円」に改め、同項カを同項キとし、同項オの次に次のように加える。

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	
(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五万キロリットル未満のもの	一件につき百十二万円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満のもの	一件につき百三十三万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満のもの	一件につき百四十八万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満のもの	一件につき百八十三万円
(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満のもの	一件につき二百十二万円
(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満のもの	一件につき四百三十三万円
(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満のもの	一件につき五百五十七万円
(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上のもの	一件につき六百七十七万円

別表二の項下欄を次のように改める。

一の項の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成十二年自治省令第五号)第二号各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合には、一の項ウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所の区分)に従い、それぞれその手数料の額の二分

の一の額

別表三の項中「あつては、」の下に「一の項ウに掲げる」を加え、「とみなして、当該」を「の」に改め、同表五の項ウ(1)中「四十五万円」を「四十一万円」に改め、同項ウ(2)中「五十九万円」を「五十四万円」に改め、同項ウ(3)中「七十七万円」を「七十四万円」に改め、同項ウ(4)中「百一十万円」を「九十二万円」に改め、同項ウ(5)中「百十四万円」を「百四万円」に改め、同項ウ(6)中「百七十六万円」を「百六十万円」に改め、同項ウ(7)中「二百万円」を「百八十二万円」に改め、同項ウ(8)中「二百二十三万円」を「二百三万円」に改め、同項エ(1)中「五十四万円」を「四十九万円」に改め、同項エ(2)中「六十九万円」を「六十三万円」に改め、同項エ(3)中「百四万円」を「九十五万円」に改め、同項エ(4)中「百四十四万円」を「百三十一万円」に改め、同項エ(5)中「百八十一万円」を「百六十五万円」に改め、同項エ(6)中「三百四十九万円」を「三百十八万円」に改め、同項エ(7)中「四百二十八万円」を「三百八十九万円」に改め、同項エ(8)中「四百八十九万円」を「四百四十五万円」に改め、同項オ(1)中「千円」を「九百十万円」に改め、同項オ(2)中「千三百六十万円」を「千二百四十万円」に改め、同項オ(3)中「千八百七十万円」を「千七百万円」に改め、同表十二の項ア(1)中「三十四万円」を「三十一万円」に改め、同項ア(2)中「四十五万円」を「四十一万円」に改め、同項ア(3)中「七十九万円」を「七十二万円」に改め、同項ア(4)中「百一十万円」を「九十二万円」に改め、同項ア(5)中「百二十七万円」を「百十六万円」に改め、同項ア(6)中「三百一十万円」を「二百八十三万円」に改め、同項ア(7)中「三百八十一万円」を「三百四十七万円」に改め、同項ア(8)中「四百四十万円」を「四百万円」に改め、同項イ(1)中「三百九十二万円」を「二百六十六万円」に改め、同項イ(2)中「三百五十万円」を「三百十九万円」に改め、同項イ(3)中「五百二十六万円」を「四百七十九万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第五十一号

福島県景観条例の一部を改正する条例

福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
 第十二条第二号ウ中「第九条第三項」を「第十条第三項又は第六項」に、「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に、「及び同条例第二十三条第一項の規定による届出」を「同条例第三十一条第一項の規定による届出及び同条例第三十七条第三項又は第六項の認定」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(環境共生課環境評価景観室)

福島県条例第五十二号

福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(福島県立自然公園条例の一部改正)

第一条 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「公園計画及び公園事業(第五条―第十二条の二)を(第五条・第六条)に、「第三章 保護及び利用(第十三条―第二十七条)」を
 第三章 公園計画(第四章 公園事業(第五章 保護及び利用 第六章 生態系維持回復 七条・第八条) 九条―第二十条) に、「第四章」を「第七章」に、「第二十八条

(第二十一条―第三十五条) 復事業(第三十六条―第三十九条)―
 第三十三条を「第四十条―第四十五条」に、「第五章」を「第八章」に、「第三十四条―第三十九条」を「第四十条―第四十一条」に、「第六章」を「第九章」に、「第四十条―第四十二条」を「第五十二条―第五十四条」に、「第七章」を「第十章」に、「第四十三条―第四十九条」を「第五十五条―第六十一条」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。
 第二条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。
 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

「第二章 指定、公園計画及び公園事業」を「第二章 指定」に改める。
 第五条第二項中「公示しなければ」を「告示しなければ」に改め、同条第三項中「公示」を「告示」に改める。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「及び公園事業」を削り、同項を同条第二項とする。

第四十九条中「第十五条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第十条第三項の認可を受けた者に限る。)
 二 第二十三条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者

第四十九条を第六十一条とする。
 第四十八条中「第四十三条、第四十四条、第四十六条」を「第五十五条、第五十六

条、第五十八条」に改め、同条を第六十条とする。

第四十七条第十号中「第四十条第五項」を「第五十二条第五項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「第二十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条第十号とし、同条第八号中「第二十七条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第二十五条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第二十三条第五項」を「第三十一条第五項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第二十一条第一項に規定する」を「第二十九条第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第十八条第四項」を「第二十六条第四項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条第五項」を「第二十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条を第五十九条とする。

第四十六条中「第二十三条第二項又は第三十七条」を「第十一条、第三十一条第二項又は第四十九条」に改め、同条を第五十八条とする。

第四十五条中「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十四条第三号中「第二十二条」を「第三十条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第十五条第一項」を「第二十三条第一項又は第七項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第十三条第三項及び第十四条第三項」を「第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第十条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第十条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第四十四条を第五十六条とする。

第四十三条中「第二十四条第一項」を「第十五条第一項又は第三十二条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第七章を第十章とする。

第六章中第四十二条を第五十四条とする。

第四十一条第一項中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十一条」を「第三十条」に、「付せられたため、又は第二十三条第二項」を「付されたため、又は第三十一条第二項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十条第一項中「当該職員をして」を「その職員に」に改め、同項ただし書中

「他の」を削り、同条第二項中「当該職員をして」を「その職員に」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第五十二条とする。

第六章を第九章とする。

第五章中第三十九条を第五十一条とする。

第三十八条第二項中「公示しなければ」を「公告しなければ」に改め、同条を第五十条とし、第三十七条を第四十九条とし、第三十六条を第四十八条とし、第三十五条を第四十七条とする。

第三十四条第二項及び第四項中「公示しなければ」を「公告しなければ」に改め、同条を第四十六条とする。

第五章を第八章とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第四十三条」に改め、第四章中同条を第四十五条とする。

第三十二条中「第二十八条第二項から第四項」を「第四十条第二項から第五項」に改め、同条を第四十四条とし、第三十一条を第四十三条とする。

第三十条中「第二十八条第四項」を「第四十条第五項」に改め、同条第二号中「第二十八条第三項各号」を「第四十条第三項各号」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十九条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「第三十四条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第三十五条第一号」を「第四十七条第一号」に改め、「（海面を除く。）」を削り、同条第四項中「市町村又は」を削り、同条を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

第二十八条を第四十条とする。

第四章を第七章とし、同条の前に次の一章を加える。

第六章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第三十六条 知事は、県立自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
 - 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。
(生態系維持回復事業)
 - 第三十七条** 県は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 2 国及び市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 3 県、国及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
 - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあつては知事の確認を、県、国及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(認定の取消し)
- 第三十八条** 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認める

- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
 - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。
- (報告徴収)
- 第三十九条** 知事は、第三十七条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 第二十七条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第三章同条を第三十五条とし、第二十六条を第三十四条とする。
- 第二十五条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第三項第三項若しくは第十四条第三項第六号」を「第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項第七号」に、「第二十三條第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第十三條第三項、第十四條第三項第六号、第二十三條第二項」を「第二十一条第三項、第二十二條第三項第七号、第三十一条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入りらせ、又は第十三條第三項各号、第十四條第三項第六号若しくは第二十三條第一項各号」を「立ち入り、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項第七号若しくは第三十一条第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に改め、同条を第三十三条とする。
- 第二十四条第一項中「第十三條第三項若しくは第十四條第三項」を「第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項」に、「第二十二條」を「第三十条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第三十二条とする。
- 第二十三条第一項中「海面」を「海域」に改め、同条第七項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二十八條第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 第二十三条を第三十一条とする。
- 第二十二條中「第十三條第三項及び第十四條第三項第六号」を「第二十一条第三項及び第二十二條第三項第七号」に改め、同条を第三十条とする。
- 第二十一条第一項中「第十五條から第十九條」を「第二十三條から前条」に改め、同条を第二十九条とする。
- 第二十条第一項中「第十五條から前条」を「第二十三條から次条」に改め、同条第

二項中「第十六条第三項各号」を「第二十四条第三項各号」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第二十六条」に改め、同条第四項中「第十六条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条を第二十八条とし、第十九条を第二十七条とする。

第十八条第六項中「第二十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十六条とし、第十七条を第二十五条とする。

第十六条第二項中「第二十条」を「この条から第二十八条」に改め、同条第三項第四号中「第二十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第五項中「公示しなければ」を「公告しなければ」に改め、同条第六項中「第五項まで」の下に「及び第七項」を加え、同条を第二十四条とする。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。

7 県立自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第十五条を第二十三条とする。

第十四条第三項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項ただし書中「の各号」を削り、同項第一号中「前条第四項」を「前条第四項後段」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第二十八条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第十四条を第二十二条とする。

第十三条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十五号を第十八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定する

ものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十三条第三項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十三条第三項第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十三条第四項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第六項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」を「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第七項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第二十八条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第三十七条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十三条を第二十一条とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第十二条の二を第二十条とする。

第十二条中「国の機関」を「国」に、「他の法律又は条例」を「法律又は他の条例」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条を第十八条とし、第十条を第十七条とし、同条の前に次の六条を加える。

（改善命令）

第十一条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十二条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部

を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。（公園事業の休廃止）

第十三条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第十四条 公園事業として行う事業が法律又は条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十一条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第十五条 知事は、第十条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原

状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該現状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該現状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該現状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十六条 知事は第十条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条第二項中「国の機関は、公園事業」を「国及び市町村は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「及び国の機関」を「国及び市町村」に改め、「者」の下に「規則で定めるところにより、」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第九条に次の六項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、国及び市町村以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第九条を第十条とし、同条の前に次の章名及び一条を加える。

第四章 公園事業

(公園事業の決定)

第九条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章 公園計画

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

第二条 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の五」に改める。

第一条中「区域等の」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十一条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十三条第一項中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「告示しなければ」を「告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十五条第四項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「行うもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第十五条第八項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等(第十九条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第十六条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第十六条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第十七条第一項ただし書中「海面」を「海域」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(生態系維持回復事業計画)

第十九条の二 知事は、生態系維持回復事業(自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、第二十六条の二に規定する福島県自然環境保全審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、第二十六条の二に規定する福島県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第十九条の三

県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県、国及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあつては知事の確認を、県、国及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第十九条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第十九条の五

知事は、第十九条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十三条第一項中「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に改める。

第三十六条第一項中「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に、「附せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「付せられた」を「付された」に改める。

第四十三条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十四条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(福島県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の福島県立自然公園条例(以下「新条例」という。)第十五条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第十条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(福島県屋外広告物条例の一部改正)

4 福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(自然保護課)

福島県条例第五十三号

福島県立看護師養成施設条例の一部を改正する条例

福島県立看護師養成施設条例(昭和三十九年福島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、別表中「三十五人」とあるのは、「零人」とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(地域医療課感染・看護室)

福島県条例第五十四号

福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例

福島県衛生研究所検査手数料条例（昭和四十四年福島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十一月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第五十五号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立大野病院の項を削る。

別表第二第二号中「(二)及び(三)に掲げる病院」を「南会津病院」に改め、

(三)

大 特 特 特

野病院
別室 A
別室 B
別室 C

一日につき
一日につき
一日につき

五、五〇〇円
五、〇〇〇円
四、九〇〇円

を削り、「(二)又は(三)」

を「又は(二)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例第五条第一項の規定により徴収すべきであった福島県立大野病院に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

（病院総務課）

福島県条例第五十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「営業及び」を「営業、」に改め、「除く。」の下に「及び政令第五条に規定する営業」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（生活環境課）